

令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務企画提案競技 実施要領

1 業務の目的

宮崎県内公立の小・中・県立学校や教育関係機関が、安全で快適にインターネットを利用できる環境を構築し、学校における教育の情報化を支援する。

2 業務内容

宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務

3 予算上限額

5年総額 109,340千円（消費税及び地方消費税額含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※システム構築及び運用業務にかかるすべての経費を含みます。

4 委託内容

別紙「宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 納入期限及び委託期間

納入期限：令和3年12月27日（月）

委託期間：令和4年1月1日（土）から令和8年12月31日（木）まで（60月）

6 業務の処理

(1) 委託業者は、業務の内容及び範囲について、県（発注者）と十分打合せを行い業務の目的を達すること。

(2) 委託業者は、打合せの内容を記録し、随時、県へ提出すること。

(3) 委託業者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

7 契約に係る特約事項

(1) この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号、4号、5号及び6号の規定による契約であり、県は、上記5の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するものであると認められる場合
 - ウ 本件契約の相手方の役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

8 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務であること。
- (2) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者であること。
なお、上記入札参加資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、下記に問い合わせの上、令和3年9月6日（月）までに申請を行うこと。
 - 申請先及び申請に関するお問合せ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）
電話 0985-26-7208
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 令和3年度宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技参加申込書を提出した日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例4号に基地する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員

等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

9 企画提案競技実施の公示方法

県の公報および県庁ホームページにより公示

10 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

- ア 本要領
- イ 仕様書
- ウ 審査基準表

※仕様書 資料4については、参加申込を受理した後に提供する。

(2) 配布場所

宮崎県教育研修センター総務課 教育情報担当
〒880-0835 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276-729

(3) 配布期間

令和3年8月12日（木）から令和3年9月21日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※本要領、仕様書、審査基準表については、宮崎県のホームページからダウンロードできます。

11 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 令和3年 8月12日（木） |
| (2) 事前説明会 | 令和3年 8月18日（水） |
| (3) 参加申込期限 | 令和3年 9月 6日（月） |
| (4) 質問票受付期限 | 令和3年 9月13日（月） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和3年 9月21日（火） |
| (6) 第一次審査結果通知 | 令和3年10月 1日（金） |
| (7) 第二次審査 | 令和3年10月11日（月） |
| (8) 第二次審査結果通知 | 令和3年10月20日（水）※予定 |

12 事前説明会の実施

- (1) 期 日：令和3年8月18日（水）午後1時
- (2) 場 所：教育研修センター ICT1研修室
- (3) 参加申込：事前説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、14に記載の宛先にファクシミリ又は電子メールにより申込を行うものとする。
- (4) 申込締切：令和3年8月16日（月）正午までに申し込むこと。
- (5) 留意事項：参加人数は各団体2名までとする。なお、事前説明会に参加しない

場合でも、企画提案競技への参加は可能。

13 企画提案競技について

(1) 企画提案競技への参加申込

- ア 提出期限：令和3年9月6日（月）午後5時まで（必着）
- イ 提出先：14の場所
- ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- エ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙2）
- オ その他：郵送、ファクシミリ又は電子メールにより参加申込書（別紙2）を受け付けた場合には、県教育研修センターから電話にて確認の連絡を行うので、申込み日2日後以降（土曜日、日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、県教育研修センターに問い合わせること。

(2) 企画提案競技にかかる質問

本業務について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙3）を令和3年9月13日（月）午後5時までに14に記載の宛先にファクシミリ又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から5日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

(3) 「企画提案書」の提出

- ア 各者の提案は、1者1案とする。
- イ 下記の内容を記載し、A4判1冊にまとめること。（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）

（記載項目）

（ア）企画提案競技参加者の概要

- ① 氏名又は名称
- ② 所在地
- ③ 代表者名
- ④ 担当者職氏名
- ⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）

（イ）提案内容

- ① システム構築及び運用業務の企画提案内容（全30頁以下）
 - ・審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。なお、審査基準に記載されていない独自のアイデア等はその旨がわかるようタイトル等を工夫すること。
 - ・導入スケジュール、導入体制図、保守体制図を提示すること。
- ② 見積書
見積書については様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積

金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

ウ 提出部数 9部（A4判）

正本1部、副本8部

※イ（イ）②の見積書については、正本1部のみ提出。

エ 提出期限・提出先・提出方法

（ア） 提出期限：令和3年9月21日（火）午後5時まで（必着）

（イ） 提出先：14の場所

（ウ） 提出方法：持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和3年9月21日（火）午後5時必着とする。）

（4）誓約書（別紙4）の提出

暴力団及び暴力団員等と関与がなく、事業受託にあたり関与しないことを誓約すること。なお、提出期限・提出先・提出方法については、（3）エと同様とする。

（5）審査方法・基準

書類審査及びプレゼンテーションによる「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。ただし、参加申込者が少数である場合には、第一次審査は実施しない場合がある。

なお、審査は別に定める審査基準表に基づき行うものとする。

ア 審査手順

（ア） 第一次審査

提出された企画提案書及び見積書を審査し、優良提案を3件程度選定。

（イ） 第二次審査

第一次審査で選定された優良提案者を対象として、提出書類をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定。

※第二次審査は、プレゼンテーション25分以内、質疑応答10分（予定）とする。

※プレゼンテーションの日程については、令和3年10月11日（月）を予定していますが、場所や時間帯を含め、優良提案者には改めて連絡するものとする。

イ 審査基準

別添審査基準表のとおり

（6）審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず通知する。

（7）契約の締結等

ア （5）アの審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と

契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき

ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき

オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

カ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

キ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

ク その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき無効となった者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

(10) 著作権

ア 作成したサイトの著作権は、県に帰属するものとする。

なお、サイトのバナーなどについて、教育研修センターの各種事業等に使用する場合がある。

イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(11) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、各者負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

14 問合せ及び書類提出先

〒880-0835 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276-729

宮崎県教育研修センター 総務課 教育情報担当

電話 0985-24-3122

ファクシミリ 0985-32-1664

電子メール himukainfo@miyazaki-c.ed.jp